

渡良瀬遊水地

わたらせゆうすいち 茨城県古河市、栃木県栃木市、小山市、野木町、群馬県板倉町、埼玉県加須市



①上空から見た渡良瀬遊水地



[登録番号]2061

[登録年月日]2012年7月3日

[面積]2,861ha

[湿地のタイプ]OM:永久的河川、溪流、小河川、Ts:季節的、断続的淡水沼沢地・水たまり、6:貯水場、9:運河、排水路、水路

[保護の制度]国指定鳥獣保護区、河川区域
[国際登録基準]1

湿地の概要

渡良瀬遊水地は、関東平野のほぼ中央に位置し、洪水を一時的に貯水して流域の水害発生を防止するとともに、生活用水を供給する施設である。周辺地域は、度重なる大規模な水害に見舞われてきた地域で、1947年のカスリーン台風による洪水は、関東各地に甚大な被害をもたらした。そのため、この規模の台風、洪水に備えて、利根川や渡良瀬川などでは、上流のダム群による洪水調節と、河道などの整備が行われてきた。渡良瀬遊水地は、利根川上流のダム群とともに洪水調

節の重要な役割を担っており、水害の危険から人々の生活を守る利根川水系の治水の要である。

遊水地内では、巴波川と思川が渡良瀬川へ流れ込み、利根川へ合流する。渡良瀬遊水地は、利根川本川の流れに影響を与えないよう、3河川の洪水調節を行うための3つの調整池があり、調整池内や河川敷には、本州最大級のヨシを主体とする湿地が広がっている。



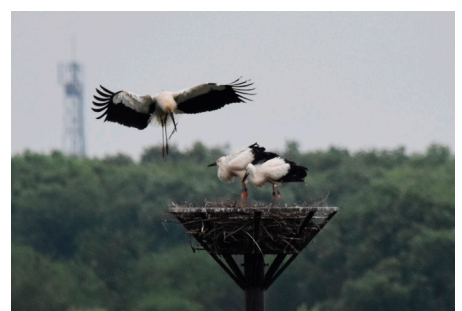
湿地にかかわる動植物

渡良瀬遊水地内の湿地環境は多様で、約700種の植物種が確認されている。トネハナヤスリ、タチスミレなど、そのうちの50種以上が環境省レッドリストに掲載されている。遊水地として明治時代を買収されて以降、手つかずの自然が多く残されている。

鳥類は約140種が確認されており、春から夏にかけてはオオヨシキリ、セッカなどの草原性の鳥類の繁殖地、冬季は数千羽のカモ類やホオジロ類、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているチュウヒをは

じめとする猛禽類などの越冬地となっている。谷中湖には毎年多くのカモ類が越冬のために飛来する。また、チュウヒはヨシ原のネズミや鳥類を捕え、ヨシ原でねぐらをとっている。

さらに2018年からコウノトリが当湿地に定着するようになり、2020年には、1971年に国内野生コウノトリが絶滅し、2005年に兵庫県で野生復帰の取組が開始されて以降、東日本で初めて、野外繁殖によるヒナ2羽が誕生した。2021年にもヒナが誕生し、渡良瀬遊水地は東日本で唯一の野外コウノトリの繁殖地となっている。



②コウノトリ



③ワタラセツリフネソウ

保全・管理の取組

渡良瀬遊水地の治水機能の向上を踏まえた湿地の保全、再生を進めるため、2002年から「渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会」において「渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画」策定に向けた検討が進められ、2010年に同計画がとりまとめられた(2018年改定)。これは渡良瀬遊水地の失われた湿地環境を再生するため、乾燥化や外来種の増殖などで悪化した場所を掘削し、多様な動植物が生息できる環境の再生を目指したものである。この計画にも

とづき、現存する良好な環境の保全と治水機能の向上に配慮しながら、渡良瀬遊水地全体の湿地の保全、再生が進められている。

また、2013年には、渡良瀬遊水地の歴史を踏まえつつ、遊水地の治水機能の向上、積極的な自然環境の保全再生、様々な利活用の促進、地域振興を図るため、「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」が設立された。渡良瀬遊水地に関する普及啓発活動をとおして、関係機関や周辺住民、訪れた人々等の関係が深まっている。



④ヨシ焼



⑤ヨシ灯り



⑥第2調節池環境学習フィールド3

ワイズユースの取組

渡良瀬遊水地で取れる良質なヨシは古くからヨシズとして利用されてきたが、海外からの廉価なヨシズの輸入が始まると、ヨシズの生産戸数が年々減少していった。そこで、近年では、市民団体と地元のヨシズ農家が連携し、ヨシ染めを使ったマスクやハンカチ、さらにミニヨシズの製作体験やヨシ灯りの製作など様々な工夫が行われ、地域振興に貢献している。また、ヨシズ生産が盛んになった昭和30年代頃か

ら、良質なヨシを育成するためにヨシ焼きが行われてきたが、ヨシ焼きはヤナギ等の樹林化の防止、貴重な植物の発芽の促進、野火の防止にも役立っている。

さらに、市民、事業者、有識者、行政等が連携して取組を進めており、エコツアー、サイクリングやスカイスポーツ、その他レジャー等を目的に多くの人々が渡良瀬遊水地を訪れている。

関連自治体

古河市役所 ☎0280-92-3111 / 栃木市役所 ☎0282-62-0919 / 小山市役所 ☎0285-23-1111 / 野木町役場 ☎0280-57-4111
板倉町役場 ☎0276-82-1111 / 加須市役所 ☎0480-62-1111

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注)魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

渡良瀬遊水地(わたらせゆうすいち)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 栃木市(①③④⑤)、小山市(②⑥)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なしで全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なしでの商業利用を禁止します。

2023.03